

通所介護・地域密着型通所介護における 敷地外でのサービス提供等について

敷地外でのサービス提供について

標記の件について、各事業所における認識に違いがあり、敷地外でのサービス提供を一切認めない運用をしている例もあることから、改めて本市の考え方を伝えるものです。

(1) 基本的な考え方

☆通所介護又は地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）は、事業所内でサービスを提供することが原則です。

☆ただし、以下のいずれの要件も満たす場合には、敷地外でサービスを提供することができます。

- ①あらかじめ通所介護計画（地域密着型通所介護計画）に位置付けられていること。
 - ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
- ⇒詳しくは（2）を参照

☆上記に加え、本市では、いわゆる年間行事（イベント）については、予め年間行事として利用者又はその家族に説明のうえ利用者等の同意を得ている場合には、提供可能なものとしています。（利用者の保険者が他市町である場合には、当該他市町へご確認ください。）

(2) 機能訓練等を目的として敷地外でサービス提供する場合の取扱い

(a) 実施前の留意事項

①敷地外における機能訓練等の必要性を検討すること。

少なくとも以下のことを検討してください。

○ケアプランに記載された課題や目標をクリアする上で効果が期待できるものであるか。

○事業所内では得られない効果が期待できるものか（その場所でないと効果が得られないものか）。

【注意点】

- ・例えば、ケアプランに“閉じこもり防止”や“他者との交流”が課題等として挙げられている場合、自宅から通所介護等に通うこと自体でその機会を得ているとも考えられますので、さらに敷地外で行う必要があるのかどうかを検討してください。
- ・単なる気分転換や娯楽的な要素の強いものは認められません。
- ・敷地外での歩行訓練は、単なる散歩とならないように留意してください。
- ・機能訓練等を実施する場所は、事業所周辺としてください。

- ②通所介護計画書又は地域密着型通所介護計画書（以下「計画書」という。）に位置付けること。
敷地外で行う機能訓練等の効果及びその具体的な内容を計画書に記載してください。

（b）実施に際しての留意事項

敷地外で機能訓練等を実施する際は、以下のことに留意してください。

- ①敷地外で機能訓練等を受ける利用者の安全に配慮した人員配置をすること。
- ②事業所内の配置は、事業所内の利用者数に応じて人員基準上必要とされる員数とすること。
- ③事業所以外の場所（利用者の居宅など）と目的地との直行直帰は認められないこと。

（c）実施後の留意事項

- ①訓練等を実施したときは、実施した訓練等の内容やその際の利用者の様子等を記録してください。
※個別機能訓練（Ⅰ）又は（Ⅱ）若しくは運動器機能向上訓練として実施したものは、当該訓練としての記録で構いません。
- ②1月に1回程度、敷地外での機能訓練等の実施状況を確認し、期待した効果が表れているか評価し、記録した上で、敷地外でのサービス提供の必要性について検討してください。また、評価を踏まえ、必要に応じて計画書の見直しを行ってください。

（3）年間行事の取扱い

（a）年間行事の例

- ・初詣、イチゴ狩り、花見、お祭りなどの季節行事。
- ・バザー、文化祭、運動会、交流会等、事業所が所在する地域の学校行事、その他の地域の行事への参加。

（b）留意事項

- ①あらかじめ年間行事の計画として定めておくこと。
- ②実施場所は事業所の近隣であること。
- ③利用者の状況や意向も踏まえて年間行事の計画を立てることにより、全員参加を原則とすること。
よって、経済的な理由で参加できない利用者があるような行事は不可であること。

（4）よくある質問

①買い物（商品の購入）を主目的としたイベントについて

- ・買い物自体を目的とすることは、単なる消費活動であり、上記（2）、（3）のいずれの場合も不可です。
- ・（2）に即して機能訓練等として実施する場合において、実際に物品を購入するときは、利用者個人が自宅での日常生活に用いるものを購入しないようにしてください（あくまでも訓練ですので、「デイサービス中に自宅用の買い物を済ませる」といった運用にならないようにしてください。）。
- ・（3）の場合で、年間行事の準備のための買い出しや、バザーなどの行事に参加した場合における商品購入については、全員参加を原則として行うものであれば可とします。

②外食について

- ・ 頻回とならない範囲（数か月に1回程度）で年間行事に位置付け、かつ、事業所の近隣にある飲食店で行う昼食会は可とします。
- ・ この場合、昼食に要する費用は、事業所内で普段徴収する昼食代と乖離しすぎないように配慮し、経済的な理由で参加できないケースが生じないようにしてください。

③敷地外での散歩について

（2）に則して実施してください。

お知らせ（介護保険外サービスの併用に関して）

以下の a～d の保険外サービスについては、通所介護等を一旦中断したうえで保険外サービスを提供し、その後引き続き通所介護を提供することができるようになりました。

※取扱いについての詳細は、「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長等通知）をご覧ください。

- a 事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血を行うこと
- b 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
※ 機能訓練の一環として計画書に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するもの。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能です。
- c 物販・移動販売やレンタルサービス
- d 買い物等代行サービス

【主な留意事項】

- ①保険外サービスに係る重要事項を記した文書をもって説明し、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について、利用者の同意を得ること。
- ②利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。
- ③通所介護の利用料とは別に費用請求すること。
- ④通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含まず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと。
- ⑤通所介護事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合には、当該保険外サービスの提供に要した時間を当該職員が通所介護に従事する時間には含まないこととした上で、通所介護事業所の人員配置基準を満たすこと。

最後に・・・

敷地外でのサービス提供は、屋内でのサービス提供よりも事故や災害に遭う危険が高まります。

利用者の安全に配慮した人員配置をするほか、事故や災害の発生に備え、その対応方法について従業者や利用者に周知してください。また、加入している損害賠償保険の補償範囲にあるものであるか確認してください。